

平成30年度

事業計画書

自 平成30年4月1日

至 平成31年3月31日

一般財団法人 関東貸切バス適正化センター

はじめに

平成29年4月に関東貸切バス適正化センターが発足して以降約1年の間で、当初1,830営業所あった一般貸切旅客自動車運送（以下「貸切バス」という）事業者については、2月1日現在1,773営業所と減少している。これは、道路運送法による事業許可の更新制、巡回指導の実施、負担金の徴収等によるものと考えられ、今後も減少傾向は続くものと予想される。

発足2年目となる平成30年度は、巡回指導の本格的な展開、利用者の利便向上に向けての整備、事業者への啓発活動の実施等、業務の量と質を高めていくこととし、加えて公益財団法人としての認識のもと「適正化事業」を的確に推進していく。

I 平成29年度事業計画の実績

- 1 巡回指導は、概ね3年で一巡するという方針のもとの初年度として計画的に進めており、当初は人員の不足により巡回指導の運営等が難航したが、職員一丸となって前向きに取り組んだ結果、年度末には387営業所（センター：152、地方バス協会：235）を完了する見込みとなった。地方バス協会委託分も概ね計画通りと見込まれる。
- 2 負担金については、対象全事業者の97.4%が納付し、関東運輸局長への報告件数は16者にとどまった。本年については、指導員の人数がみちていないこと、月数が11ヶ月であったこと等により負担金の額が抑えられたこともあり、概ね良好な納付状況であった。
- 3 貸切バス事業者以外の者による貸切バス事業を営営する行為の防止を図るための啓発活動及び旅客からの苦情処理体制については、初年度としてホームページを立ち上げる等整備を行なった。
- 4 貸切バス事業に関する秩序の確立に資するための啓発活動及び広報活動については、検討するにとどまった。
- 5 センターの事業運営の透明性を確保し、より公正な立場で事業を実施するために公益法人への認定を申請し、3月に認定を受ける見込みである。この過程で諸規程の整備を行い、公益財団法人としてのスタートをきることができると思われる。

II 今後の事業環境について

- 1 巡回指導件数が本格化することから、指導員の増強等早急な体制整備が必要であり、それに当たっては短期、中期、長期の観点も含めて、効率的で実効性のある指導体制を形成することが求められる。
さらに、事業者が自ら運輸安全に取り組む風土の醸成が求められる。
- 2 負担金は、指導体制の増強等によりその額が増加することに伴い①納付率の低下、②コスト低減への取り組み強化が求められる。
- 3 外部からの関心の増加
新体制になって以降、マスコミからの問い合わせも増加しており、新体制の効果等が問われ、かつ、活動の見える化が求められており、今後関東運輸局とも連携のうえ、タイムリーな情報公開が必要となる。
また、知名度の高まりにより利用者からの苦情等の件数も増加するものと見込まれ、迅速で適切な対応が求められる。
- 4 公益法人としての体制整備
厳格な会計制度の整備及びその執行、職員の研修が必要となる。
また、寄附金については、趣旨に沿った効果的な活用が求められる。

III 平成30年度事業計画基本方針及び個別方針

以上の環境認識を踏まえ、本年度は次のように展開する

- (1) 巡回指導業務
 - ① 人員の確保と実行力の向上
 - ② 適正化事業指導員の資質の維持、向上
- (2) 負担金取扱業務
 - ① 納付率の維持、向上
 - ② コスト削減の努力
- (3) 苦情処理業務
 - ① 旅客から寄せられる苦情・要望受付のさらなる利便性の向上
- (4) 公益法人としての体制整備
 - ① 事務管理体制の確立とタイムリーな内部研修
 - ② 寄附金用途の確認と執行
- (5) 啓発活動及び広報活動
 - ① 貸切バス事業者以外の者による貸切バス事業を営む行為の防止を図るための啓発活動

② 貸切バス事業に関する秩序の確立に資するための啓発活動及び広報活動

③ 貸切バス事業者の経営の適正化を促進するための啓発活動

(6) 外部対応

マスコミへの対応等を含め、タイムリーな情報公開

この方針のもと、以下のとおり事業を展開する。

1 巡回指導業務

- ① 巡回指導業務を円滑に遂行するために適正化事業指導員(以下「指導員」という)の増員を図る。適正化事業の実施にあたっては、関東運輸局及び地方バス協会等との連携を図る。本年度の巡回指導実施計画数は、次表のとおりとする。

巡回指導実施計画数

月	実施可能日	実施営業所数(カ所)	内 訳		実施地区
			センター分(カ所)	地方バス協会委託分(カ所)	
4月	20日	61	24	37	関東運輸局管内
5月	21日	68	30	38	関東運輸局管内
6月	21日	67	30	37	関東運輸局管内
7月	21日	68	30	38	関東運輸局管内
8月	23日	67	30	37	関東運輸局管内
9月	18日	68	30	38	関東運輸局管内
10月	22日	67	30	37	関東運輸局管内
11月	21日	67	30	37	関東運輸局管内
12月	18日	67	30	37	関東運輸局管内
1月	19日	67	30	37	関東運輸局管内
2月	20日	67	30	37	関東運輸局管内
3月	22日	68	30	38	関東運輸局管内

- ② 指導員を各種講演会、セミナー、研修等に参加させる等、職務の執行にかかる資質の維持、向上を図る。

- ③ センターが実施する巡回指導業務の一部及びこれに付帯する業務について、以下に掲げる団体へ委託する。

- ・一般社団法人東京バス協会
- ・一般社団法人神奈川県バス協会
- ・一般社団法人千葉県バス協会
- ・一般社団法人埼玉県バス協会
- ・一般社団法人茨城県バス協会
- ・一般社団法人群馬県バス協会

- ・一般社団法人栃木県バス協会
- ・一般社団法人山梨県バス協会
- ・独立行政法人自動車事故対策機構

なお、委託業務の進捗状況、問題等を把握するため、地方バス協会との定例会議を行う。

2 負担金取扱業務

巡回指導業務体制の増強（適正化事業指導員の増員等）に伴い、事業経費が増額となり、負担金の単価が29年度水準を上回るため、業界の適正化の進捗状況を見ながら今後、よりコンパクトで効率的な運営をすることにより、負担金水準の増加を極力減じるための努力をしていく。

3 苦情処理体制の整備

旅客から寄せられる苦情・要望等の受付業務については、電話及びインターネットで受付し、受付内容は、事業者及び関係団体に通知して改善を求めるなど適正な処理を行うとともに、当センターの事業内容を広く理解してもらうため、ホームページの充実を図り、有益な情報提供に努める。

4 公益法人としての体制整備

- ① 公益法人としての厳格な経理事務体制を構築する。そのため職員の教育及び研修等も必要となることから、各種研修に参加させる。
- ② 寄附金については、趣旨に沿った用途の検討をし、効果的に活用するものとする。

5 啓発活動及び広報活動

- ① 貸切バス事業者以外の者による貸切バス事業を営む行為の防止を図るための啓発活動については、センターのホームページを活用するほか、適宜ポスター・チラシ等を作成し関係機関等と連携を図りながら、機会を捉えて行う。
- ② 関係法令等の周知を通じ、重大事故を招く飲酒運転、薬物使用運転、過労運転、速度超過等を防止するため、センターのホームページを活用するほか、関係機関等と連携を図りながら、啓発活動を行い、コンプライアンス体制の確立を図る。
- ③ 事業者が自立的に安全意識を高めていくため、また適正な経営を進めていくための自助努力を促す機会を検討する。

6 外部対応

当センター発足から2年目を迎える本年度は、知名度も高まり利用者からの苦情等も増加することが予想されることから、適切に丁寧にかつスピード感をもって対応する。

また、マスコミ等外部からの問い合わせも増加の傾向になると予想されるため、タイムリーな情報公開を図る。